

成年後見問題研究会報告書について

平成9年9月30日

法務省民事局成年後見問題研究会

1 成年後見制度の整備のための法改正の必要性

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度であり、現行民法上は、禁治産・準禁治産制度及びこれを前提とする後見・保佐制度が設けられている。

現行の禁治産・準禁治産制度は、「本人の保護」の理念に重点を置きつつ、取引の安全の保護にも配慮した制度であるが、今日では、種々の観点から利用しにくい制度となっているとの指摘がされており、高齢化社会にふさわしい利用しやすい制度に対する社会的な要請が高まっている。欧米諸国においても、近年、各国の実情に即した成年後見立法が相次いでおり、このような内外の状況を踏まえて、「本人の保護」の理念と本人の自己決定（自律）の尊重、本人の残存能力の活用、ノーマライゼーション（障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができるような社会をつくるという理念）等の新しい理念と調和を旨とする法改正の必要性が提唱されている。

2 成年後見制度に関する検討の経緯・予定

(1) 成年後見問題研究会における検討の経緯

前記1の背景を踏まえて、法務大臣の諮問機関である法制審議会の民法部会は、平成7年6月に、次期の検討課題として成年後見問題を取り上げる旨を決定するとともに、その審議の基礎となる論点整理・調査研究を行うことを目的として、法務

省民事局内に研究会を設置することを決定した。

この決定に基づいて、平成7年7月、民事局内に「成年後見問題研究会」（座長＝星野英一東京大学名誉教授）が設置され、同研究会は、民法学者、弁護士及び裁判官のほか、最高裁・法務省の担当者を構成員とし、厚生省の担当者をオブザーバーとして、約2年間にわたって法改正のための基礎的な論点整理・調査研究（関係諸団体からの意見聴取、諸外国における立法の実態調査等）を行い、今般、その検討結果を取りまとめた報告書を作成した。法務省民事局は、本日、法制審議会民法部会において、同研究会の調査研究結果を報告した上で、同報告書を公表した。

(2) 法制審議会における今後の審議日程

法制審議会民法部会は、本日、その報告を受けて、財産法小委員会・身分法小委員会の各委員・幹事の一部のほか、福祉関係者を含む一般有識者の参加を得た「成年後見小委員会」を新たに設置し、本年10月以降、成年後見制度の整備のための法改正に関する本格的な審議を開始する予定である。

法制審議会民法部会では、高齢化社会における成年後見問題の国民生活との密接な関わりを重視して、国民各層の意見を幅広く反映させるため、平成10年春ころには、要綱試案を公表して関係各界に対する意見照会を行った上で、西暦2000年施行予定の介護保険法との同時施行を目的として、平成11年の通常国会に成年後見制度の整備のため

の民法改正法案等を提出することができるよう、審議・検討を進めていく予定である。

3 成年後見問題研究会報告書の概要

成年後見問題研究会報告書は、前述のとおり、法制審議会における審議の基礎となる論点整理・調査研究の結果をまとめたものである。法改正の具体的な方向性は、同報告書の中で検討課題とされた各論点について、関係各界に対する意見照会の結果等を踏まえて、法制審議会における今後の審議・検討を通じて決定されていく予定である。

以下、主要な論点を概観する。

(1) 基本的な理念

新しい成年後見制度の整備に当たっては、現行法制の理念である「本人の保護」と新しい理念である「自己決定（自律）の尊重」（残存能力の活用、ノーマライゼーション等の理念を含む。）との調和を旨として、利用しやすい柔軟かつ弾力的な制度を設計するよう努めるべきであるとするのが、本研究会のほぼ一致した意見であった。

(2) 立法の形式

今回の立法の形式に関しては、以下の理由から、基本的には民法の改正によるのが、本研究会のほぼ一致した意見であった。

成年後見法制を整備するに当たって予定されている改正法の内容は、広く判断能力の不十分な自然人一般を適用対象とし、その行為能力及びそれを補完する後見・保佐等に関する規定を整備しようとするものであって、その適用範囲は一般的であり、規定の内容も一般私法法規の性質を有する。

改正の対象となる行為能力、後見・保佐等の制度は民法典の中に規定されており、今回の改正は、その中の成年者に関する規定を整備するものであり、未成年者の行為能力、後見等については基本的に現行の規定を維持するものであることを考慮すると、法制的な体系のみならず、立法技術の観点からも、成年者に関する規定のみを民法典から外すのは適当ではない。

(3) 禁治産・準禁治産制度の整備の在り方

成年後見制度を利用しやすいものにするための方策として、次のア～エの各論点等について検討がされた。

ア 三類型の制度化と各類型の弾力化等

各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な制度を設計するための方策として、軽度の痴呆・知的障害等を対象とする第三の類型を新設するとともに、現行の二類型に相当する各類型の内容を弾力化し、名称を改めた次の三類型を制度化すべきであるとするのが本研究会のほぼ一致した意見であった。

後見類型（仮称） - 現行の禁治産類型に相当する類型であり、心神喪失の常況にある者を対象とし、現行どおり基本的には全面的な取消権・代理権が後見人に付与されるが、新たに、本人の残存能力の尊重の観点から、日常生活に必要な範囲の行為については、本人が単独で行うことができるものとする。

保佐類型（仮称） - 現行の準禁治産類型に相当する類型であり、心神耗弱者を対象とし、現行どおり法定の重要な法律行為に関する同意権が保佐人に付与されるが、新たに、保護の実効性の観点から、法定の重要な法律行為について定型的に保佐人に取消権を付与するとともに、申立てにより特定の法律行為について保佐人に代理権を付与することもできるものとする。本人の自己決定の尊重のため、代理権の付与は、本人の申立て又は同意を要件とする。

補助類型（仮称） - 新設の類型であり、心神耗弱には至らないが判断能力が不十分なために保護を必要とする者を対象とし、申立てにより、特定の法律行為について補助人に取消権・代理権の双方又は一方を付与することができるものとする。本人の自己決定の尊重のため、本人の申立て又は同意を要件とする。

イ 戸籍への記載 - 戸籍への記載については、国民に心理的抵抗感があり、それが制度の利用の障碍となっているとの意見があることから、このような意見に配慮して戸籍に代わる別の公示方法を検討すべきであるとするのが本研究会の多数意見であったが、その具体的な方法等についてはなお検討を要するとされた。

ウ 資格制限 - 各種法令の資格制限に関して

も、制度の利用の障碍となっている国民の心理的抵抗感を考慮して、関係省庁に対し、その範囲を縮減する方向での検討を求めるべきであるとする意見が出された。

エ 福祉事務所の長等の申立権 - 迅速かつ適切に要保護者に対する保護を提供するために、福祉事務所の長等に申立権を付与すべきであるとするのが、本研究会の多数意見であった。

(注) 制度の対象者については、次のような検討がされた。

浪費者 - 現行法は浪費者を準禁治産宣告の対象としている(民法11条)が、行為能力の制限は判断能力の不十分な者に対する必要最小限の範囲に限定するという立法政策等の観点から、浪費者を一律に制度の対象とするのではなく、制度の対象を判断能力の不十分な浪費者に限定すべきであるとするのが、本研究会のほぼ一致した意見であった。

身体障害者 - 昭和54年の民法改正により、「聾者」「啞者」「盲者」を準禁治産宣告の対象から除外する改正がされた経緯(身体障害者の差別・取引上の不利益につながるとして、視聴覚・言語機能障害者自身が規定の削除を求める請願・運動等を行っていた。)、前記の立法政策等を考慮して、身体障害者を一律に制度の対象とするのではなく、制度の対象を身体障害のために判断能力の不十分な者に限定すべきであるとするのが、本研究会のほぼ一致した意見であった。なお、重度の身体障害等により、意思疎通が著しく困難であり、適切な法律行為をすることができない者については、判断能力の不十分な者と同程度に保護を要する者として、制度の対象に含めるべきであるとする意見も出された。

(4) 後見・保佐制度の整備の在り方

後見体制の充実を図るため、次のア～オの各論点等について検討がされた(以下、新法における後見人・保佐人・補助人(仮称)を総称して「成年後見人」という。)

ア 複数後見人 - 現行法の下では、後見人・

保佐人は「一人」でなければならないとされている(民法843条、847条1項)ため、複数の後見人・保佐人を選任することはできない。

新法においては、高齢者・知的障害者等の多様なニーズに応える保護の方策として、後見体制についての選択肢を広げ、複数の成年後見人が後見事務を協同・分担して遂行することを可能にするために、複数の成年後見人を選任することを認めるべきであるとするのが、本研究会のほぼ一致した意見であった。

イ 法人後見人 - 現行法の下では、後見人・

保佐人は「一人」でなければならないとされている(民法843条、847条1項)ため、法人を後見人・保佐人に選任することの可否については、消極に解する見解が有力である。

新法においては、高齢者・知的障害者等の多様なニーズに応える保護の方策として、後見体制についての選択肢を広げ、社会福祉事業等を行う法人が後見事務を遂行することを可能にするために、何らかの適切な規定形式により、法人の成年後見人を選任することができる旨の明文の規定を置くべきであるとするのが、本研究会のほぼ一致した意見であった。

ウ 法定後見人制度の見直し - 現行法の下で

は、配偶者のある禁治産者・準禁治産者については、必ず配偶者が後見人・保佐人になるとされている(民法840条、847条1項)が、特に高齢者の場合には、配偶者も相当高齢に達していることが多く、必ずしも配偶者が常に適任とは限らないことから、この法定後見人・法定保佐人の制度を廃止し、家庭裁判所が事案に応じて最も適任と認められる者を成年後見人に選任することができる(真に適任と認められる場合には、配偶者を成年後見人に選任することもできる)ものとするべきであるとするのが、本研究会のほぼ一致した意見であった。

エ 身上監護 - 現行法の下では、禁治産者の

後見人は本人に対して「療養看護義務」を負うとされている(民法858条1項)。

新法においては、財産管理(契約の締結、費用の支払等)と身上監護(医療、住居の確保、施設の入退所等、介護・生活維持、教育・リハ

ビリ等)は密接な関連を有することから、成年後見人は、その権限を行使するに当たって、本人の身上に配慮する義務がある旨の一般的な規定を何らかの形で設けるべきであるとするのが本研究会の多数意見であったが、規定の性質、範囲、方法等については、なお検討を要するとされた。

オ 本人の希望の尊重 - 本人の自己決定の尊重という理念に沿った後見事務の遂行を担保するために、外国の立法例に倣って、成年後見人は後見事務の遂行に際して本人の希望を尊重しなければならないという趣旨の理念的な規定を設けるのが相当であるとするのが、本研究会の多数意見であった。

カ 後見監督人制度 - 後見人に対する監督機構の充実の観点から、後見監督人制度を利用しやすく、実効的なものとするための方策として、後見事務の適正を期するために必要があるときは、家庭裁判所が職権で後見監督人を選任することができるものとするともに、家庭裁判所が本人の財産の中から後見監督人に相当な報酬を与えることができる旨の規定を設けるのが相当であるとするのが、本研究会のほぼ一致した意見であった。

(5) 公的機関の監督を伴う任意代理制度(任意後見制度)について

我が国の民法では、本人の意思能力喪失後も任意代理権は消滅しないものと解されるが、本人の

判断能力が低下した後は、本人が自ら任意代理人を監督することはできず、権限濫用のおそれがあるため、実際には、判断能力低下後の事務に関する代理権をその低下前に授権する委任契約は、ほとんど利用されていない。

そこで、近年、任意代理人に対する公的機関の監督を制度化して、任意代理人の権限濫用の防止を制度的に保障することにより、そのような委任契約の利用を図るべきであるとする見解が主張されている。このような公的機関の監督を伴う任意代理制度は、英米法系諸国において最近導入された「継続的(持続的)代理権」制度に着想を得て提案されたものであり、法定の後見制度(「法定後見」制度)と対比して、「任意後見」制度と称されている。本研究会では、任意後見制度の法制化の要否について、積極・消極の両論の立場から議論がされたので、その採否について検討を要する。

仮に任意後見制度を法制化する場合の具体的な案としては、例えば、本人の意思・能力の審査等のため、任意後見契約を公正証書による要式行為とする、実効的な監督機能を担保するため、家庭裁判所の選任した任意後見監督人が任意後見人を監督するものとする、任意後見人の権限濫用を防止するため、監督の開始を任意後見人の代理権発生の要件(停止条件)とするともに、監督開始の申立権者の範囲を広く規定する等の様々な意見が出された。